

令和2年度第9回
東大和市個人情報保護審議会会議録

令和3年2月17日（水）

令和2年度第9回東大和市個人情報保護審議会

1 日時

令和3年2月17日（水）午前10時～午後0時

2 場所

東大和市役所会議棟第6・7・8会議室

3 出席者

(1) 審議会委員

会 長	田村 茂	出席
職務代理者	池田 陽子	出席
委 員	東口 正美	出席
委 員	古庄 野火	出席
委 員	鈴木 清一	欠席
委 員	奥田 真由	出席
委 員	横山 昌明	出席
委 員	関田 賢治	出席

(2) 市長代理

副市長 小島 昇公

(3) 事務局出席職員

総務部 阿部部長
文書課 加藤課長、吾郷係長、木村主事

(4) 説明員

諮問1 子育て支援課 新海課長、小坂係長
諮問2 保育課 関田課長、横山係長
諮問3 教育指導課 佐藤参事、小樽主事
諮問4 障害福祉課 大法課長
諮問5 文書課 加藤課長

4 議題

諮問案件

- (1) 乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の状況確認事務の目的外利用について
- (2) 保育所等関連書類デジタル化業務の委託について
- (3) G I G Aスクール運用事業の委託及び目的外利用について

- (4) 障害者緊急時よりそい支援事業の委託について
- (5) 住民基本台帳情報の目的外利用・提供について

報告案件

- (1) 個人情報取扱事務の開始・変更・廃止について
- (2) 保有個人情報の目的外利用・提供状況について

5 会議の公開

会議は公開により行った。傍聴者はなし。

6 審議会への提出資料

説明資料（事前配布）

- (1) 諮問事項の帳票
- (2) 報告案件の帳票
- (3) 補足資料

1 開会

○阿部部長 会議に先立ち、委員の出席状況を報告いたします。

○加藤課長 委員8名中現在到着が遅れていますけど、欠席1名ということでよろしく願いいたします。よって会議は成立しております。どうぞよろしく願いいたします。

2 市長代理 副市長挨拶

○阿部部長 ありがとうございます。続きまして、本日、市長は他の公務のため、市長の代理といたしまして小島副市長よりご挨拶がございます。お願いいたします。

○小島副市長 皆さん、おはようございます。副市長の小島でございます。本来ですと尾崎市長がこちらに出席をさせていただいて、ご挨拶をさせていただくところでございますが、今日は市町村会の組合の議会が同じ時間に行われておりますので、代わりに一言ご挨拶をさせていただきます。

本日はご多忙のところ、東大和市個人情報保護審議会にご出席を賜りまして、本当にありがとうございます。ご承知のように新型コロナウイルスが猛威を振るっておりまして、緊急事態宣言も1か月延長されるというところで、市民の皆さんにとって我慢の日々が続いております。市内におきましても陽性者の方が、昨日現在で305人ということで、去年1年間でちょうど100人陽性者が出たのですが、1月ひと月でまた100人、昨日までということでほぼ半月で100人ということで、東京都は少し数が減っている状況にありますけど、市内においては非常にまだかなり増えているかなということで、ご心配をいただいている状況でございます。こういった中でございますけど、ワクチンの接種、医療関係者が本日からと報道されておりますけども、4月からは市内も高齢者からスタートということで、医師会とも今調整させていただきまして、市民の皆様にも一日でも早くということで仕事を進めさせていただいております。既存の年度末の事務で本来ですと、かなり忙しいところですけど、コロナも加わって、非常に対応に苦慮しているところでございますが、事務内容の見直しや、新たな事務の実施も必要であ

るということで、認識をして進めているところでございます。これらの新たな実施や見直しに当たりましては、個人情報の適切な取扱いというのが必要不可欠となってまいりますことから、委員の皆様におかれましては、今までもお力添えいただいておりますが、引き続きお力添えを賜りますようお願いを申し上げます。

季節も立春を過ぎたということで、日曜日辺りは20度になるという予報もございます。暖かくなったり寒かったりということでございますので、体調管理にはくれぐれもお気を付けいただきたいと思います。本日は5件ほど諮問事項ございますけど、よろしく願い申し上げます。簡単ですが、挨拶とさせていただきます。

3 審議会への諮問

○阿部部長 ありがとうございます。次に審議会への諮問でございます。新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、今回も読み上げのみを行うことといたします。諮問書につきましては、会長の机に置かせていただいております。内容につきましては、委員の皆様方に配布してございます資料と同様でございますので、ご確認をお願いいたします。

○小島副市長 諮問書、東大和市個人情報保護審議会会長殿。東大和市長、尾崎保夫。個人情報の取扱いについて、貴審議会に諮問いたします。諮問事項につきましては、事務局より説明をさせていただきます。以上でございます。

○阿部部長 ありがとうございます。なお副市長はこのあと他の公務でございますので、ここで退席とさせていただきます。ご了承のほど、よろしくお願い致します。

○小島副市長 すみません、中座させていただきます。よろしくお願い致します。失礼します。

○阿部部長 本日の諮問事項は、5件ございます。それではこの先の会議の進行につきましては、会長をお願いいたします。よろしくお願い致します。

4 諮問案件の審議

諮問 1

○会長 改めまして皆さんおはようございます。それでは、令和2年度第9回東大和市個人情報保護審議会の審議を始めさせていただきます。最初に諮問1「乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の状況確認事務の目的外利用について」を審議いたします。担当課の説明を求めます。それでは説明をお願いします。

○新海課長 子育て支援部子育て支援課長の新海と申します。よろしくお願い致します。こちら子ども家庭支援センターの所長小坂係長です。よろしくお願い致します。では、説明させていただきます。諮問資料の3ページをお開きください。今回は保有する個人情報の目的外利用について、条例第12条第2項第5号に基づき意見を伺うものでございます。続きまして、諮問資料の5ページをお開きください。事務の名称ですが、乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の状況確認事務でございます。事務の目的は、対象児童の安全確認・安全確保を図ることです。本事務は、厚生労働省の通知に基づく調査の実施で、乳幼児健診等の未受診者や、未就園、不就学等で、福祉サービス等を利用していない児童など関係機関が状況を把握できていない子どもの情報を市町村において把握し、子どもを目視することなどにより、福祉や教育等、家族以外との接触のない子どもの安全確認・安全確保を図ることを目的と

するものでございます。調査によって情報を収集してもなお、安全確認・安全確保が図れない場合は、子ども家庭支援センターにおける支援対象ケースとして、ケースワーカーの家庭訪問等により、実態把握を行っていくものでございます。また、必要に応じて児童相談所及び警察署と連携していきます。個人情報を取り扱う対象者でございますが、基準日において東大和市の住民基本台帳に記録されている安否確認を必要とする児童です。なお、現時点での基準日は令和2年10月1日現在となっておりますが、次年度以降は、年度ごとに基準日に変更となる可能性があります。個人情報の記録項目は、氏名、住所、性別、生年月日・年齢、学校・学歴、指導・診療・調剤、乳幼児医療費助成申請状況、児童手当申請状況、ひとり親家庭等医療費助成申請状況、子どものための教育・保育給付申請状況、子育てのための施設等利用給付申請状況、予防接種事業の利用状況となっております。指導・診療・調剤につきましては、病院を受診した事実の確認のために必要となります。委託先等及びオンライン結合につきましては、本件については対象外であります。

続きまして、諮問資料の7ページから13ページをご覧ください。目的外利用・提供の届出をする事務担当課は、市民部市民課、子育て支援部子育て支援課、保育課、福祉部健康課です。目的外利用・提供の届出をする事務名称は、市民部市民課においては、「住民基本台帳並びに個人番号の付番及びカードの交付に関する事務」です。子育て支援部子育て支援課につきましては、「乳幼児医療費助成事務」、「ひとり親家庭等医療費助成事務」及び「児童手当支給事務」になります。子育て支援部保育課につきましては、「子どものための教育・保育給付事務」及び「子育てのための施設等利用給付事務」になります。福祉部健康課につきましては、「予防接種事業」になります。目的外利用・目的外提供の期間は、令和3年2月17日からです。目的外利用保有個人情報の項目は、氏名、住所、性別、生年月日・年齢、指導・診療・調剤、乳幼児医療費助成申請状況、児童手当申請状況、ひとり親家庭等医療費助成申請状況、子どものための教育・保育給付申請状況、子育てのための施設等利用給付申請状況、予防接種事業の利用状況となります。対象者の範囲は、本事業の対象者と同様です。以上対象児童の安全確認・安全確保を図ることから、当該項目を目的外利用するものでございます。以上ご説明申し上げました事務に関し、目的外利用することについて、意見を伺うものであります。よろしくお願ひします。

○会長 ありがとうございます。説明が終わりました。何か質問等がございましたらお願いいたします。はい、委員。

○委員 ありがとうございます。こういう事業は初めてなのかなと思うのですが、単純に疑問に思うことを伺いたいと思うのですが、まず東大和市では、最初に赤ちゃんができたときに母子手帳をもらいに来たときかなり関わっていただいて、そこでの様々な状況を把握するところから子育て支援が始まっていると思うのですが、その母子手帳をもらいに来ているけど出生届が出ていないとか、例えば母子手帳をもらったけど死産ということもあると思いますけれど、その部分の状況は今回これだと把握できないかなと思うのですが、そこがどういうふうになっているのか単純に最初に疑問に思うことが一つと、もう一つが不就学児という言葉始めて聞いたのですが、未就園児の場合は義務教育ではないので、場合によると小学校に上がるまでどこにも通わないご家庭というのはあるのかもかもしれないと思うのですが、不就学児というのは義務教育の就学通知書が来たときに、まずは手続をしていないというのが当たるのかなと思うのが一つ、私学の小学校に行った場合に、その就学届をキャンセルするという手続を取られる方がいると思うのですが、その人が必ず私学に通っているかどうかということも、また、把握のしようが自治体ではないのかなと思うのですが、その不就学児

のその辺の考え方をもう少し教えていただければと思います。最初に疑問に思った単純なことですけど、お聞かせいただけますか。

○会長 2点よろしくをお願いします。

○小坂係長 1つ目の出生の届出ですが、健診に来ていないというところの情報に関して、日頃子ども家庭支援センターと保健センターのほうで連携体制を取っておりまして、2か月に1回ですけど、双方の連絡会を開いていまして、健康課において出生の届けが出ていない情報ですとか、それから健診を受けてくれないご家庭があった場合に、心配なケースとして子ども家庭支援センターに報告をいただいている機会があります。これは2か月に1回やっていることですから、そうした心配のあるご家庭には、常日頃、把握と対応をして、そこの懸念は事前に防げていると考えています。

不就学で子どもさんが義務教育でありながら、登校させていない児童さんというのは実際に生じていまして、不登校が長期化して、学校がご家庭にアプローチをしても、ご家庭とやり取りが出来なくて、状況がわからなくなってしまうことが実際起こったりしています。ここについては、やはり子ども家庭支援センターと教育指導課で適宜、連絡・連携を図っていまして、月に1回教育指導課と子ども家庭支援センターで連絡会を持っています。教育指導課によりますスクールソーシャルワーカーの方たち、小学校であれば10校の登校状況に対応されていて、スクールソーシャルワーカーのほうで把握ができないものを子ども家庭支援センターに情報が行っている。子ども家庭支援センターと児相で連携して、実態把握、状況を把握するというを日頃から行うことで、そこの懸念に対応しております。

私立の部分は、確かに公立、市内の学校等に行っているわけではないので、その辺りの情報というのは教育指導課のほうで私立に行っているということをおさえて、その実態把握をかけるようであると思っております。

○委員 ありがとうございます。丁寧に部署が提携してくださって、万が一の事態がないとは思いますが、いわゆる無国籍みたいな人って世の中にはいるではないですか。基本的に母子手帳を取ただけでは、いわゆる住民基本台帳みたいなものにはデータ化はされてはいなくて、あくまでも相談を受けている体制の中で、確認をしあっているという理解でいいのかということのもう一つ確認と、不就学児というのはそのいわゆる最初の入学をしていないということだけではなくて、長引く不登校でもう不登校という枠では対応できないという子を不就学児というふうな理解でいいのかということをもう一度確認させてください。

○小坂係長 一つは最初の質問ですが、出生の届けが出ていないお子さんの把握ということ。

○委員 母子手帳をもらうだけではデータにはならない。現実的には蓄積されているんですけど、それが住基みたいな形で法律の中にあるようなデータにはなってはいないですね。だから2か月に一回の中で、そういう漏れは当市はないというふうに理解をしますが、でもそこが本当に1件もないのかという詰められる元々の母子手帳を取りに来たというところのデータというのは、ある意味データになっていないという理解で良いでしょうか。

○新海課長 今の一つ目のお話は、今回の目的外利用の事務については、補足資料の3ページにありますように、その住民基本台帳に載っている方から抽出することが今回のことなんですけど、今委員のおっしゃったようなケースの場合は、先ほど説明があったとおり、妊娠がわかった時点から、支援が必要な母親ということで、きめ細かく対応していくことで、その辺は漏れはないと認識しています。2つ目のほうの私学のほうは。

○小坂係長 補足資料の2ページ目の最後に用語の解説のところ、不就学児の説明がございまして、学校に行っていない義務教育を受けるべき児童となっています。

○委員 すみません、最初のほうの質問、これとは外にある問題だと思うのですが、そこから問題がスタートしているかなと思ったので、子どもの安全ということであればということで確認をさせていただきました。ありがとうございます。

○会長 ほかによろしいでしょうか。

○委員 今のことに関係することなのですが、今回の教育委員会の教育総務課の学務係、学齢簿を作成している部署でございますが、それと学校との連携という形で、不登校の調査をして、対応しているのが実態かと思うのですが、教育指導課というよりは、第一義的に入るのは学齢簿の作成なので、児童は12歳未満なので、児童数の確認という行為を毎月学務係がしているはずなのですね。それとの連携がこの6には載っていないですけども、不就学ということであれば、当然教育委員会の問題、関係部署と連携を図っていく必要があるのかなと読ませていただいたときに感じたのですが、この辺について教育委員会の関係部署は先ほど教育指導課というお話があったのですが、学齢簿を直接担当している学務係、実質的には教育総務課ですけども、との連携みたいなものが、記載がないのですが、これは何か理由があるのでしょうか。

○新海課長 学校教育部との連携は、元々そういった要保護児童対策地域協議会の事務も子ども家庭支援センターで所管してまして、要保護児童、要支援家庭の対象として、同じく学校教育部も要保護児童対策協議会のメンバーになっています。その中で今までも連携して支援しているので、今回はこの諮問のところには載っておりませんが、以前から取り組んでいるところであります。

○委員 そうするとこの不就学児という部分での、学校に行っていない義務教育を受ける児童のその情報自体は、別チャンネルで取っているから、今回はこの乳幼児、未就園児、不就学児等の状況確認の中には入る必要がない。つまり別の場で取っているから、そうするとこの不就学児というのは、あえて載せているわけですね。その辺の理由というのは何かあるのですか。つまりそういう情報交換があるから、当然それは本来の目的とは違うので、そういう連携も図るといって、改めてそういう形で、どこかに付記する必要があるのかなと思ったのですが、それは特に必要ないということでしょうか。不就学児というと当然教育委員会の関わることなので、最もそれを知っているのが毎月そのチェックをして、今でいう副校長さんとやり取りして、学務係が児童数を把握して、それと教育指導課と連携を取っていくというのが実態なのですが、その部分で言うと、それは別にやっているから今回の新たな諮問事項の事務については、状況確認事務の目的外利用ということでは入っていないというそういう理解ということなのですね。

○新海課長 委員のおっしゃった理解のとおりです。

○会長 ほかに質問。

○委員 今回、厚生労働省の通知に基づく調査の実施ということなのですが、実施してくださいと降りてきて、それを厚生労働省に戻すことはあるのですか、細かい内容を。教えてください。

○新海課長 先ほど基準日令和2年10月1日と申し上げたのですが、国から調査が来て、その基準日に基づいて各自自治体で調査して、それを回答するという形になっているので、厚労省にこの実態を回答するという形にはなっています。

○委員 その回答というのは個人情報全部載っている、氏名とかその辺が全部。

○新海課長 該当する件数についてです。

○委員 件数。名前とか、細かい情報は行かずに、あとは市が児童相談所とかいろいろな部署と連携するのに使うということですか。

○新海課長 そうですね。

○委員 わかりました、ありがとうございます。

○会長 ほかにどうですか。私のほうから1つ。今、委員さんからもあったのですが、これ厚労省に報告するということなのですが、先ほどちょっとあったかなと思うことの確認なのですが、こういった調査というのは今回限りなのか、今後定期的にいつになるかわからないのですが、定期的に実施していくのかというのが1点。それから対象が、関係機関が状況を確認できない子どもとなっているのですが、確認できていても、例えば問題や不安がある子ども。こういった子どもたちは対象外と考えていいのかということ。それからもう一点が、情報としては各課で知り得たサービスを受けない理由が様々あるわけでございますけれども、それらの事情も、その他の事情というのですかね、対象となるのかということなのですが、内部的には状況が確認できているので対象外になるのか、その状況も含めて調査の対象となって情報として流れていくのかということ。その辺のところお聞きしたいと思います。

○新海課長 この調査に関しましては、以前から居所不明児の調査という形で新生児保護などして、お子さんを確認したりとか、何かしらお子さんを確認できていない、健康診断に来ていないご家庭とかを実際に訪問して確認したりとか、そういう形で今までも確認してきたところではあります。今回この目的外利用を諮問させていただいて、より色々なところから情報を得て、確認できるというところであげていますので、この調査自体はここ何年か毎年行われているものでございます。この確認した中で、状況を確認して、確認はできたけれども、心配なご家庭だったりしたことを把握できた場合は、先ほど説明した子ども家庭支援センターの中で、支援の必要なケースとして引き続き見守っていくことになると思います。

○会長 今回調査の対象外。

○新海課長 今回のどこにも関係していないというお子さんの対象ではなくなりますけれども、その子ども家庭支援センターが支援を必要とするというほうの対象のお子さんとして、見守りは引き続き継続していくことになると思います。

○会長 それで先ほど各課で知り得た色々なサービスを受けない理由がございませぬ。そういったものも、調査の対象というのですか、色々な事情があると思うのですが、そういったものを情報として、収集するという対象になるのかどうか。ただ単にこの子は全くわかりませんという子どもだけが対象になるのか、色々な事情を抱えている子どもたちのそういったサービスを受けられない理由があつて受けられないと。そういった理由も、その調査の対象として聞いて、何らかの個人情報を取得するということがあるのかということですか。

○新海課長 今回の事務に関しては、住民基本台帳に載っているお子さんの中で、関係機関が保有している情報と突合して、どこにも家庭以外のところとの繋がりが無いお子さんを見つけた場合は、子ども家庭支援センターが訪問するなどして行っていく事務ということでもありますけれども、その過程で色々な状況を把握した情報というのは、今度は先ほど申し上げた要保護児童の対象の関係の中で情報として扱っていくという形になります。この事務の中では、あくまでもどこにも繋がっていないお子さんを把握するというところの事務です。

○会長 はい、了解しました。あとすみません、もう1点だけ。今の各課から色々な情報のやり取りをする。これはどういったやり方で、紙媒体、あるいは口頭、電話でという調査なのでしょう。どんな情報でやるのですか。

○小坂係長 基本的には紙媒体です。

○会長 ほかによろしいでしょうか。それでは質疑が他にございませんので、この辺で審議会の意見をまとめたいと思います。諮問1の「乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の状況確認事務の目的外利用について」は、提案のとおり承認としたいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員一同 異議なし。

○会長 ありがとうございます。それでは、本件については提案のとおり承認といたします。ありがとうございます。

諮問2

○会長 次に、諮問2「保育所等関連書類デジタル化業務の委託について」を審議いたします。担当課の説明を求めます。

○関田課長 保育課長関田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○横山係長 管理給付係の横山と申します。よろしくお願いいたします。

○会長 それでは、説明をよろしくお願いいたします。

○関田課長 それでは、保育課の該当資料につきましては、15ページから25ページ、補足資料につきましては4ページから6ページであります。初めに、15ページをご覧いただきたいと思います。諮問2「保育所等関連書類デジタル化業務の委託について」であります。今回、事務の変更による条例第7条第4項に基づく報告と、事務の委託の開始による条例第10条第2項による諮問の2点であります。

19ページをご覧いただきたいと思います。初めに、保育所等関連書類デジタル化業務の委託の事務を開始することについて、条例第10条第2項に基づき、事前に審議会に意見を伺うものであります。保育施設等の認可及び確認に係る文章をスキャニングし、デジタル化することにより、執務室内の保管スペースの確保を図るものであります。また書類のサイズや種類が様々であり、数万ページになることから、専門業者に委託するものであります。ここで該当となる個人情報、保育施設等の認可及び確認に係る書類に添付している保育施設等の職員の履歴書などでございます。

補足資料6ページをご覧ください。委託の流れのパンフレットであります。専用デリバリ便で運搬し、セキュリティ体制が確立された室内において作業を行い、USB、ハードディスクに格納し納品をお願いするものであります。以上ご説明を申し上げました、保育所等関連書類デジタル化業務の委託に関する事務を開始するに当たり、審議会第10条第2項により諮問を行うものであります。

続きまして、17ページをご覧いただきたいと思います。保育所等関連書類デジタル化業務の委託の事務を開始するに当たり、審議会条例第7条第4項による報告を行うものであります。本業務を委託するに当たり、10の記録形態にハードディスクを追加。また、15、備考です。(4) デジタル化委託業務、(5) 保育施設等の認可及び確認に係る文書をスキャニングし、デジタル化することにより、執務室内の保管スペースの確保を図る業務を委託するため、を追加いたします。なお、変更は令和3年2月17日とするものであります。以上説明を申し上げました、保育所等関連書類デジタル化業務の委託の事務を開始するに当たり、審議会条例第7条第4項により報告を行うものであります。以上でございます。

○会長 ありがとうございます。説明が終わりました。何か質問等ございましたら、お願いします。

○委員 文書をスキャンする時に、単に画像としてデータ保存するのか、それとも文字認識をして、文字に変換して保存するのか、そこを教えてください。しないですか。

○関田課長 文字には認識しません。

○委員 そうですか。そうすると引き続きですけれども、文書を探す時に、どうやって工夫して検索すれば良いのかというところを教えてください。例えばフォルダを細かく分けるとか、文書名を検索しやすいように細かくファイル名を付けるとか、その辺のところを教えてください。

○横山係長 おっしゃるとおり、フォルダとファイル名は、年度ごとに見やすく分けようと考えておまして、平成何年度の文書、保育園ごとのものになっているので、フォルダを保育園ごとに分けて探しやすいように工夫する予定となっております。

○委員 はい、わかりました。

○会長 ほか。

○委員 数万ページに及ぶという量だとおっしゃっていたのですが、それは一年度分の審査に係るものが数万ページに及ぶのかというのが1つと、その情報の保管期間はどれくらいなのかというのが1つと、今、紙を読み込むデータになると確認したのですが、今後、これとは離れてしまいますけれども、埼玉県だか、保育所に入れるかどうかの選定をAIなどを使い始めている自治体もある中で、今回のこういう一歩が、そういうことに将来的に繋がっていくのか、話が遠くなってしまいますけれども、この3点を伺えればと思います。

○関田課長 今回、この読み込みをしてという中身については、最初に保育園が認可を申請する、その時の書類ということで、その保育園が新しくなる、もしくは廃園する時までずっと持つておくものです。ですので、古い図面だとか、要するにサイズが全然違うようなものまで、全て取っておかなくてはいけないものなので、中にはボロボロになってしまっているような書類もあるのですが、その辺もデジタル化して取っておくと。これが、数万ページというところなのですが、一応うちが今運営している施設中の全部で数万ページということで、また一年度ごとではなく、最初に申請をした時、またその後変更をした時というところの場面ごとに書類が作ってありますので、それを保管して持つているということでございます。また、先ほどありました選考会議等については、随時検討をしているところでございます。以上でございます。

○委員 私の理解が違ったなと思ったのですが、1人1人の園児の情報をファイルにするわけではなくて、園ごとの、認可からスタートする様々な行政書類を、今回データ化するという理解で良いでしょうか。

○関田課長 そうですね。あくまでも認可関係、認可とその変更等についての書類になりますので、お子さんの情報は特段の今回のスキャンには入ってございません。ですので、ここで入っているのは、認可の時に、この先生方が担当します、みたいな履歴書があるのです。その中が個人情報満載になっているという状況でございます。以上でございます。

○会長 私のほうから。対象とする年度といえますか、遡ってデータ化するということですが、対象とする年度はどれくらいあるのかというのが知りたいのと、今後出てくる分については、これは随時委託に出していくという考え方なのか、職員が入力できるのかどうかかわからないですけれども、そうしていくのか。このデータを利用するのは、保育課の職員だけというように限定してよろしいのかどうか。

もう1点が、データ化した後、紙媒体で持っているもの、これは保存するのか廃棄するのか、その辺のところを聞かせてください。

○**関田課長** 今回やるに当たっては、保育料の無償化というのがスタートしました。これに伴って、書類がとて多くなりました。ですので、今回、以前から認可の書類については、大変な量なので、これをやるに当たって補助金が出るので、今回やるということです。これが遡りがいつなのかというところ。

○**横山係長** 私が確認している範囲では昭和40年代です。

○**関田課長** この書類を保存して今回デジタル化するわけですが、原紙についても、書庫に置いて保管をするということで、廃棄はする予定はないということでございます。以上でございます。

○**会長** そうすると、紙媒体でも、今後、出てくるものはそのまま保存していくという考え方。

○**関田課長** 今後については、今回1回やって補助金が付かないものについては、職員が対応するか、紙媒体でもってデジタル化ができないかというところは検討していきたいと思っております。

○**会長** このデータを使うのは、保育課の職員ということで。

○**関田課長** そうです。

○**委員** 何点かよろしいですか。許認可の書類ということですから、完結された文書ではないので、恐らく保存文書ではなくて、ずっと継続する扱いになっているからこういうことになっているのだと思うのですが、実際に数万ページのものを、実務上見るということがそんなにないから、こういう処理をして、つまり、ほかのところだとそれを見る機会が頻繁にあれば、別のところへ郵送して、別の場所でセキュリティのところでもってスキャンするということはできない業務なのでは。私は経験したことがあるのですが、そんなに見ない。ほとんど、取っておくという状況で良いという認識でよろしいでしょうか。

○**関田課長** お話のとおり、ほとんど見る機会はありません。ですが、変更等、また、建て替えですとか、そういった場面においては必要となってくる書類なので、取っておかなければいけないという状況で、年に1回見るか見ないかというところは、十分そのような形の書類だと思っております。以上です。

○**委員** ありがとうございます。

○**委員** すみません。1点だけ。先ほどのご説明で疑問が生じたのですが、目的としてはデジタル化はスキャンして、執務室内の保管スペースの確保を図る目的でスキャンする。ただ、スキャンしたあとの文書については、処分せずにそのまま保管を継続するということですね。そうすると、あまり目的を達成という意味では、処分しないのであれば何のためにデジタル化するのかなという疑問が湧いたので。

○**関田課長** 執務室内に置いておくのはやめるということで、書庫に持っていくので、事務所内は多少広くなるという理解をいただければと思います。以上でございます。

○**委員** わかりました。

○**会長** よろしいですか。ほか、よろしいですか。それではほかにございませぬようですので、この辺で審議会の意見をまとめさせていただきます。諮問2「保育所等関連書類デジタル化業務の委託について」は、提案のとおり承認したいと思いますがいかがでしょうか。

○**委員一同** 異議なし。

○**会長** ありがとうございます。それでは、本件については提案のとおり承認いたします。ありがとうございました。

諮問3

○会長 次に、諮問3「GIGAスクール運用事業の委託及び目的外利用について」審議を行います。担当課の説明を求めます。お願いします。

○佐藤参事 教育委員会学校教育部教育指導課長佐藤洋士です。どうぞよろしくお願いいたします。今回は、GIGAスクール事業の運用にかかり、1件の報告事項と、2件のご審議をいただく内容でございます。よろしくお願いいたします。1件目につきましては、個人情報を取扱う事務の開始について、条例第7条第4項に基づき報告するものであります。2件目は、個人情報を取扱う事務の委託について、条例第10条第2項に基づき諮問をするものでございます。3件目は、個人情報の目的外利用について、条例第12条第2項第5号に基づき、諮問をするものでございます。この3件について一括して、このあと事業の説明をさせていただきたいと思っております。

それでは、資料25ページをご覧ください。まず、GIGAスクール運用事業でございますが、児童、生徒が1人1台の学習用コンピューター端末を整備し、小中学校における情報教育の推進を図り、本市における教育の質の向上を目指すものでございます。この端末の整備、活用に当たりましては、児童、生徒の氏名等の個人情報を扱うこととなります。また、個人情報の取扱いにおいては、資料10番、記録形態においてお示ししていますように、インターネットクラウドサービス上での取扱いということになります。本件につきましては、このように個人情報を取扱う事務の開始をご報告申し上げるものでございます。続きまして、資料27ページをご覧ください。事務の委託についてであります。先ほどご説明させていただきましたとおり、児童、生徒の個人情報については、インターネットクラウドサービス上に登録をされることとなりますが、事業開始後において、機器故障時の再設定であるとか、あるいは児童、生徒の転入、転出、あるいは進級の時、また教員の異動などに伴いまして、個人情報の追加、削除、変更等多くの更新作業が必要となることから、この事務についての委託を行うものでございます。

続きまして、資料33ページをご覧ください。こちらは、個人情報の目的外利用についてでございます。GIGAスクール事業のシステム構築のため、児童、生徒に関する個人情報につきましては、学校教育部教育総務課が、学齢児童、生徒の就学事務で取り扱っている情報を、本事業で活用をしております。

続きまして資料35ページをご覧ください。同じく情報としまして、教職員に関する個人情報につきましては、学校教育部教育指導課が、教職員の人事事務で取り扱っている情報を、本事業で活用をしたいと思いますと考えております。なお、本人への通知については、いずれも省略をさせていただきたいと考えてございます。私からの説明は以上となりますが、ご説明申し上げました事務に関し、事務の開始、事務の委託、個人情報の目的外利用につきまして、意見をお伺いするものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。以上でございます。

○会長 ありがとうございます。説明が終わりました。質問等ございましたら、よろしくお願いいたします。

○委員 個人情報を提供する場合は、最低限必要な項目だと思うのですが、単純な疑問なのですが、性別はいるのですか。

○佐藤参事 学校の中で、子どもたちの名簿等の管理をする時に、男女別で名簿の整理をしている学校と合わせて、男女混合での名簿の整理をしている場合がございます。今後、取り扱っていく中で、子どもたちの健康診断とか、そういったような関連も今後見据えていった場合には、どうしても性別についての情報についても必要になるかと考えてございます。以上でございます。

○委員 わかりました。

○会長 ほか、ございますか。私からよろしいですか。記録項目の中に、成績と評価というところがある。これはどういったもので目的は何かというのが聞きたいのが1点。それから、委託業者なのですが、まだ決定でないということなのかな、こういったパッケージというのはいろいろな業者で出しているかなと思うのですが、マイクロソフトとかエプソンとか、いろいろなところでパッケージで出していますけれども、この選定委員会みたいなものはやるのですか。それを聞きたいです。ほとんどパッケージ化されているものと聞いているのですが、これはオリジナルを作るようなことも考えていらっしゃるのかというの聞きたいと思います。要するに確認なのですが、パソコンの管理のためのものということで、ICTの環境整備を今回行うのだという、単純にそういった言葉で総括できてしまうのかなと思うのですが、そういった考え方で良いのかなと。以上です。

○佐藤参事 まず1点目の成績評価についてであります。こちらの成績評価については、いわゆる通知表とかということではなくて、子どもたちが通常の学習の中で様々な学習の記録というか、やった内容がパソコンの中に保存されるケースが出てまいります。例えば作品を作るとか、ワークシートに自分の考えを書いていくとか。そういったことも先生方1人1人が子どもたちの学習状況を見て、それがどんな状況まで学習が到達できているのかというのを評価をしていくという意味での、成績評価という形になります。学習ドリルのようなパッケージもこちらに入っておりますので、その進捗管理というようなこともできる内容ということでの成績評価というようにご理解をいただけたらと思います。

○小樽主事 教育指導課の主事の小樽と申します。委託業者についてなのですが、今ライオン事務器様というところで、この会社は端末の導入事業者になっています。このライオン事務器様から端末を買っている。委託については、来年度から保守契約などもするのですが、その設定作業については、端末の諸設定がありますので、個人情報部分はこの審議会で審議をいただいた後に触ることになっているのですが、端末の購入に合わせて設定もしていただくという内容になっておりますので、業者としては、端末を買ったライオン事務器様というところで決まっています。

○佐藤参事 続きまして、パッケージのオリジナルという視点についてですけれども、基本的には今回購入をさせていただいたパッケージで進めさせていただきたいと思っています。今後、学校が様々なソフト等、今回入っているものを活用していく中で、更に加えて運用をしたいようなソフトとか様々なものがこれから要望として出てきた時には、その後教育指導課として、その必要性について審議をして、検討、判断をしていくという形で考えてございます。それからICTの環境整備という視点でということですが、委員がおっしゃるような形で、子どもたちの学習環境をICTという側面から支えるという意味で、整備をしていくという考え方で、私どもは考えてございます。以上であります。

○会長 最初のところの成績と評価のところをもう一度お聞きしたい。これは最終的にはそこで、この子はできている、できていないというものは、その子の最終的な成績、通信簿というのですか、そこに反映していくという考え方でよろしいですか。

○佐藤参事 考え方としましては、当然子どもが活動した内容を評価して、その内容を一元化して通知表とか指導要録というところには反映をさせていただきます。ただ、この学習用端末の中で、それを処理していくわけではなくて、この学習用端末以外にも、教員に公務用のパソコンが整備されておりますので、具体的な処理事務に関しましては、そちらの公務用パソコンで成績を処理していくという形になります。

○委員 すみません、1点だけ。先ほど、児童、生徒、教員情報をインターネットクラウドサービスに

登録するということなのですが、これについてのセキュリティについては、既存のクラウドサービスを起用するという形なのでしょうか。そこについてはセキュリティの問題ですとか、パスワードの管理ですとか、様々な課題がある部分もありますので、それについてお聞かせいただきたいです。

○小樽主事 ソフトについては、基本的にはパッケージでご用意いただいているものを使う予定なのですけれども、国が提案しているものの仕様として沿うものとして各業者が提供しているパッケージで、東大和市以外の自治体もそういったパッケージのものを使っているということで、そのセキュリティ上の担保については契約等の中で、提供事業者とその管理についてはしっかりとさせていただくというところで、担保しつつ、こちらのほうも教員とか取扱いについて、パソコンを使う上で安全に、注意しながら使っていくということは注意喚起していくということで、対応を進めています。

○委員 くれぐれも、おそらくいつもインターネットの部分についていうと、かなり慣れている方と慣れていない方の差が、だんだん、要するにできること自体は、様々な研修等を通じて、教員の方もだいぶ向上されているのではないかと思います。やはりここはかなり、児童、生徒情報や教員情報がクラウド上に、クラウドは雲というように訳されていますけれども、ハッカー等によって、あるいはパスワードが漏れてしまっというようなことが、人的な部分でないように、くれぐれも注意していただければと思います。よろしくをお願いします。

○委員 この保守委託業者というところに、各生徒から連絡を取ることはほとんどなくて、全て学校経由で、何かもし機器が故障し上手くいかない時は、全て学校経由で行うから、個人情報の記録項目に住所というのがないのは、そういう理解で良いですか。

○佐藤参事 基本的には、そういった取扱事務は、学校及び教育委員会を通して行っていくという形になります。生徒の住所等については、この学習端末を利用する上で必要のないものと判断しておりますので、そういった視点からも外しております。以上でございます。

○委員 すみません、この審議会の目的とは離れてしまうのですが、情報教育の必要性については、この時代、かなり必要かなと思うのですが、タブレット端末を用意するにあたって、それを使用する際に、学校にWi-Fiを設置してそれを利用して使用するという形になると思うのですがすけれども、健康面がととも心配で、例えば多摩市ではやっているみたいなのですがすけれども、タブレット端末を授業で使う時はWi-Fiをオンにして、使わない時はオフにするとか、そういう部分をご配慮いただけるとありがたいなという、すまさんが一保護者の意見です。

○会長 何かございますか。

○佐藤参事 ご意見としてきちんと承りたいと思いますが、様々な、学校の中のいろいろな場所で活用が想定されています。それぞれの場所で使っているところもあれば使っていないところもあるという状況が1日の中で想定されるので、学校全体の中で一律にスイッチオン、オフというのはなかなか難しいだろうなと思います。その部分部分の場所の中でこれができるのかというのは、今、私は情報を持っていないので、確認はしてみたいなと思います。

○小樽主事 飛ばすほうが設定をしないと難しい。

○佐藤参事 この教室は切ってこの教室は入れてということは、なかなか難しそうだなというところがある。

○委員 多摩市は、教職員の手元スイッチでできるという話を聞いたので、そういう運用の仕方もあるのかと、片隅に入っていたのでお聞きした次第です。

- 佐藤参事 確認だけはしておきたいと思います。
- 委員 ありがとうございます。
- 会長 ほか、何かございますか。これは、端末を自宅に持って帰るということも想定していると考えてよろしいですか。
- 佐藤参事 想定をしております。学校ごとにいつ持ち帰るかというのはこれから調整に入りますけれども、家庭でも使えることを考えています。
- 委員 この具体的な運用時期というのは、始まる時期は決まっているのですか。
- 佐藤参事 4月以降、使えるようにします。
- 委員 もうその時点で端末が学校に配られる予定になっていると。わかりました。
- 会長 東大和市は早いのですよね。文科省が5年計画かなにかで確か打ち上げたものですよね。それをいち早くということですね。
- 佐藤参事 当初、2018年の段階で、国が5年をかけてそういったものを整備するという話だったのですけれども、このコロナの影響があって、今年度、2020年の4月の段階で、急遽それを早めて、本年度内にすべての、全国一律整備をする方針を示したところから、当市もそれに乗ったというか、動き出したという流れになります。
- 会長 よろしいでしょうか。それでは、この辺で審議会の意見をまとめたいと思います。諮問3「GIGAスクール運用事業の委託及び目的外利用について」は、提案のとおり承認としたいと思いますが、いかがでしょうか。
- 委員一同 異議なし。
- 会長 ありがとうございます。それでは、本件については提案のとおり承認とさせていただきます。ありがとうございました。

諮問4

○会長 次に、諮問4「障害者緊急時よりそい支援事業の委託について」を審議いたします。担当課の説明を求めます。お願いします。

○大法課長 障害福祉課長の大法でございます。どうぞよろしくお願いいたします。今回は「障害者緊急時よりそい支援事業の委託について」諮問するものでございます。個人情報を利用する業務の開始について、条例第7条第4項により報告及び個人情報を取扱う事務の委託につきまして、条例第10条第2項に基づきまして意見を伺うものでございます。資料はお手元の資料、39ページ、41ページに基づきましてご説明を申し上げます。

まず39ページをお開きください。事務の名称でございます。障害者緊急時よりそい支援事業となります。事務の目的でございますが、在宅の障害者の保護者が一時的な理由により、障害者の介護が困難となった場合等に施設等で一時的に支援を行う、又は居宅等に施設等の職員が訪問し支援を行うことにより、障害者の心身の安定を図ることでございます。対象者の範囲でございますが、一時的に支援が必要な障害者及び指定障害福祉サービス等事業者でございます。個人情報取扱事務届出事項の内容でございますが、個人情報の項目は、一時的に支援が必要な障害者の方の氏名、住所、生年月日、電話番号、健康状態、家族状況、心身障害の種別、及び指定障害福祉サービス等事業者の代表者氏名でございます。次に、委託先でございますが、こちらの39ページの下の15の備考欄にもござ

いますが、こちらは東京都及び市が指定した指定障害福祉サービス等事業者でありまして、本事業を実施することの登録をした事業者でございます。

委託の期間でございます。こちらにつきましては41ページの7に記載がございますとおり、令和3年4月1日から令和4年3月31日まででございます。委託の内容でございます。41ページの6にございますとおり、支援が必要な対象者に対して、指定障害福祉サービス等事業者の施設の一定の場所で行う見守り等の支援、施設活用型と申します。それから、指定障害福祉サービス等事業所の職員が、対象者の居宅等に訪問し、見守り等の支援、支援者派遣型と申しますが、こちらの業務を委託するものでございます。なお、オンライン結合、また目的外利用につきましては本件においては行わず、対象外としてございます。以上、ご説明を申し上げました内容に関しまして、本事務を委託することにつきまして、ご意見を伺うものでございます。どうぞよろしく願いいたします。

○会長 ありがとうございます。では、質問等ございましたら、お願いします。はい、委員。

○委員 1点目は、対象者は何人くらいを想定しているのかということが1つと、今回コロナのこともあり、介護者がコロナの陽性者になった場合、在宅で看ている方をどうするのかということもベースにあるのかなと思ったのですけれども、そういうことも含めて、今後のということかという理解で良いのかということと、障害でなくて高齢も確か整備されるような気がしたのですけれども、今回、すみません、その3点が気になりました。お願いします。

○大法課長 それでは対象者でございますが、基本的にこちらは障害者手帳、あるいは知的、あるいは精神障害を有している方ということでございます。具体的に人数、今、障害者手帳をお持ちの方というのは2600人ほどおります。それから知的障害の方が760人ほど。それから精神障害の手帳をお持ちの方が870人ほどいらっしゃいます。そうした皆様が対象になると我々は考えてございます。それから2点目の、コロナで在宅で看られている方ということで、今、確かにそういう状況で、今、市内でも相談支援事業所におきましては、そういったご相談を受けていると我々も報告がございます。そうした時に、例えば我々がこのよりそい事業ということで想定しているものが、例えば通所先に通っておられる方が、心身の不調などによって一時的に帰宅が困難になって、通所施設で一時的に一定時間、例えば開所時間が3時までなのだけれど、4時もしくは5時までお預かりしなければいけない。その辺りはもしかしたら、病気が悪化したとかそういう状況も含まれるかもしれませんが、そういったことを想定しています。例えばあとは、介護者の方が急用で帰宅時間が遅くなるというようなことで、介護者の方が帰宅するまで通所施設で支援するというような、色々な一例でございますが、具体的なこれから対応していく内容につきましては、柔軟に対応していくと考えてございます。それから、この制度でございますが、これは障害者施策の中の1つの取り組みでございます。この内容につきましては、我々のほうで、地域生活支援拠点の整備という大きな取り組みがございます。その中で今後、障害のある方の重度化、あるいは高齢化、それから親亡き後を見据えて、住み慣れた地域で安心して暮らし続けていただけるような、そういう仕組みを作っていこうということで、障害者の施策の1つとして取り組んでおります。その中の1つの取り組みとして、緊急時の受け入れ、対応というものを考えておりまして、これを令和2年度、3年度、4年度、3か年かけて様々な取り組みをしていこうという中で、今回令和3年度障害者緊急時よりそい支援事業というものを新たに始めさせていただくという内容でございます。以上でございます。

○委員 いわゆる在宅で障害者を看ていらっしゃる方たちに、今まではいわゆる介護保険でいうとこ

ろのショートステイみたいなサービスは、今は、現存はないという理解で良いでしょうか。

○**大法課長** ショートステイ、いわゆる短期入所につきましては、障害については障害福祉総合支援法に基づくサービスがございます。それで補えない部分、法的に手の届かない部分につきましては、別枠で、我々で、市で支援していこうということでございます。

○**委員** では今おっしゃったように、今ある支援では足りない、隙間の、さっきおっしゃったように、本来なら3時で退所しなければいけないのだけれども、急遽介護者が都合が悪くなってしまったところを埋めるようなことに対しての情報を今回依頼されるのですね。

○**大法課長** はい。委員のおっしゃるとおりでございます。

○**委員** わかりました。理解しました。ありがとうございます。

○**会長** ほかにございますか。今、委員の、緊急時一時的なものというような考え方だと思うのですが、例えば一時的な理由が長期化するような場合はどのような対応をされるのか、どの程度の期間、一時的というのかわからないのですけれども。これは制度のことなので申し訳ないのですけれども、聞きたいです。

○**大法課長** 実は今、会長がおっしゃるような長期になる場合、別の市の制度がございまして、緊急一時保護という制度を作っております。介護される方が病気になって介護ができないという時は、市内の某施設におきまして、そういう対応をするような制度、例えば何日間くらいお預かりする、お世話させていただくということで、また別な側面で支援していく制度はすでにできております。

○**会長** はい、ありがとうございます。ほかにございますか。よろしいでしょうか。では、この辺で審議会の意見をまとめたいと思います。諮問4「障害者緊急時よりそい支援事業の委託について」は、提案のとおり承認したいと思いますがいかがでしょうか。

○**委員一同** 異議なし。

○**会長** ありがとうございます。それでは、本件につきましては、提案のとおり承認とさせていただきます。どうもありがとうございました。

諮問5

○**会長** 次に諮問5の「住民基本台帳情報の目的外利用・提供について」を審議いたします。担当課の説明を求めます。

○**加藤課長** それでは、改めまして文書課長の加藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。それでは失礼いたします。それでは、諮問5といたしまして住民基本台帳情報の目的外利用・提供について、ご説明いたします。諮問資料の45ページをお開きください。今回は、個人情報保護制度の運営に関する重要事項等といたしまして、条例第43条第2項第1号に基づき、委員の皆さまのご意見を伺うものであります。

それでは47ページをお開きください。諮問の内容についてご説明をさせていただきます。これまで当市におきましては、個人情報保護制度を開始して以来、条例を厳格に遵守すべきとの考えの下、住基情報を担当課である市民課以外の課が利用する場合には、目的外利用・提供に該当すると考え、当審議会での諮問案件として運用を実施してまいりました。

一方で、住民基本台帳法第一条、こちらは48ページに記載をさせていただいておりますけれども、この法の第一条には、住基情報は行政の事務全般の合理化に資することを目的とする、との記載がされ

ております。これは、住基情報が市役所内の他の事務で利用することを前提に制度設計がされているということになり、この考えにつきましては、改めて東京都を通じまして総務省に確認をしたところ、相違ないとの回答を得ているところであります。こうした状況を踏まえまして、担当課といたしましては、当市の個人情報保護条例第12条第2項第2号に定める、法令等に定めがあるときに該当するものとし、住基情報を市役所内で利用する場合、住基情報の目的外利用・提供については、今後、審議会での諮問を省略させていただきたいと考えております。なお、この取扱いを変更することによる個人情報の漏えい、あるいは消失等のリスクにつきましては、各課の守るべき事項というものは、管理規定といたしまして別途定めておりますことから、個人情報の漏えい、あるいは消失等のリスクが高まることはないものと考えており、当市以外で既にこの運用を実施している多摩地区の自治体においても、住民基本台帳の目的外利用・提供の諮問を省略することによる事故等はないものと、確認をしているところでございます。

次に今回の改正に合わせまして、事務で使用する様式の変更についてご説明をさせていただきます。資料が変わりまして、お手元に配布させていただいております配布資料の14ページをお開きください。この様式は、既存の届出書となっておりますが、今後諮問を省略することにより、諮問書が不要となるわけですけれども、運用の変更後につきましても、諮問を省略したことを何らかの方法で、文書に残す必要がありますことから、既存の届出書の下段、15備考欄に帯掛けとなっておりますけれども、その旨の記載を行い、事務の適切な管理を行ってまいりたいと考えているところでございます。補足といたしまして、届出書の中段8の記録事項の覧には、過日委員の皆さまからご意見をいただきました様式の変更につきまして、在留資格及び期間、それからメールアドレスの内容を付記しており、今回の改正に合わせて様式の変更をさせていただきたいと考えているところでございます。以上ご説明申し上げた内容につきまして、委員の皆さまのご意見を伺うものであります。どうぞよろしくお願いいたします。

○**会長** では、ご質問等がございましたら。

○**委員** 個人情報の法律ができた後に、住民基本台帳の目的外利用を諮問したときに、疑義があがったことがあるのか、また疑義があがらないまでも、たくさんご意見が出たようなことというのは、過去に事例があれば教えていただければと思います。

○**会長** 加藤課長。

○**加藤課長** 住基情報を目的外利用及び提供することについて、市役所内ということかと思えますけど、担当課から照会を受けたことがあったことは事実でございます。ただ、当市といたしましては、平成18年度の制度開始以来、条例を厳格に遵守すべきとの考えのもと、それも諮問事項として取扱うということで運用をしてきた背景がございます。以上でございます。

○**委員** 疑義があがったことは。

○**加藤課長** 審議会の中での疑義があがったということは、なかったものと認識しております。以上でございます。

○**委員** 補足資料の12ページの4番の多分漢字が間違っていて、コロナ過の「か」は「禍」かと。

○**加藤課長** 申し訳ございません。

○**会長** 私から2、3質問します。提案の趣旨は非常によくわかります。これは、市が使用する場合に限定をすると。それを外部提供する場合も含むのかということのと、もし外部提供することになった場合は、その場合の措置というのは、どのような措置があるのか。それから、もしそういうものがあつ

た場合に、報告というものはあるのかというところ。それから、住民基本台帳で規定している情報というのは、記載事項7部門あるのですが、これ14項目ですか、あります。そのうち、氏名、生年月日、性別、住所ですか、この14のうち、この4つについては、いろいろなところで閲覧をしたり、情報提供は、かなり頻繁にある内容かなと思うのですが、それ以外に、本籍とか、個人番号とか、国保介護の資格情報とか、入金とか、児童手当とか、そういった内容も記録記載事項としてあるのですが、これらの情報も全て対象とするのかということをお聞きしたい。要するに今回の取扱いの対象としているのか。それから、対象という意味では、除票とか、戸籍の除票、こういったものも対象とするのかお聞きしたいと思います。以上です。

○加藤課長 3点いただきました。まず市役所の外に出すというときかと思えますけれども、今、考えている範囲では市役所内であるということでございます。外に出す場合には、例えば委託などの契約が改めて発生するかと思うのですが、そういった場合には、委託の諮問というのは別途、諮問事項となっておりますので、引き続き諮問をさせていただければと思います。

それから、2点目の住民基本台帳の範囲でございますけれども、税の情報などは除かれると考えております。住基情報に係る基本4情報です。氏名、住所、生年月日、性別等はもちろんのこと、個人番号だとか、あるいは本籍、在留資格等の住基情報で入る範囲については、省略の範囲になると想定しております。

そして3番目の除票等の場合がどうなるかという場合につきましても、こちらも対応となることを想定しております。以上でございます。

○会長 除票も対象になる。

○加藤課長 除票も対象でございます。

○会長 戸籍の附票は。本籍が東大和市にあるので、東大和に住所があるとは限らない。一応住基法の中では附票も規定されているので、対象になるのかなと。

○加藤課長 現在では、除票までが対象となると想定しております。それから、1点、訂正をさせていただければと思います。範囲というところでございますけれども、先ほど個人番号もということで、お話しさせていただきましたが、今回は個人番号につきましても、対象外ということで想定しております。範囲といたしましては、改めますと、氏名、住所、生年月日、性別、世帯主、それから本籍、続柄、こういった情報が対象となってくるものと考えております。

○会長 これは、今、おっしゃっていただいた項目というのは、どこかに明確にされているという考え方でよろしいですか。範囲が、運用していくと、どんどん増えていってしまう可能性もあるので、その辺のところはどこかに明確にされているのかどうか。

○加藤課長 現時点では申し訳ございません。この運用の範囲というところは、限定して明記しておりませんので、今後制度の開始に伴って、その範囲がどこまでなのかというのは開始する際には、ご用意させていただきたいと考えております。以上でございます。

○委員 そもそもの部分をお聞きしたいのですが、多分、住民基本台帳法一条の目的からしたら、この住基情報の庁内利用、役所内部での利用については法令に基づくという解釈は当初より多分あったかと思うのですが、ただそういう解釈がある中で、東大和市としては厳格に解釈して、目的外利用については審議会に図るという運用をしてきたところ、このたび運用方法を変更しようとする理由みたいな部分、アンケート送付とかで事務が増えているとかというのは、だいたい想像がつくのですが、その

部分の理由をお聞かせいただければと思います。

○加藤課長 これまでの運用から変える理由といえば、きっかけとなったところとしましては、やはりコロナ禍における事務改善というのは1つ大きなターニングポイントになったかなとは思っております。やはりいろいろな新型コロナウイルスがもたらす課題に対して、一刻も早く対応しなければならないということがありまして、我々としてもこれまでも課題としてはあったところではあるのですが、ここで制度を改めて見直しをさせていただいたところでもあります。以上です。

○委員 庁内、役所内での目的外利用というのは、もう一律、例えば本人への通知も行わずに、こういう手続的な適正な担保とかもなしに、一律に法令に基づくものとして、目的外利用をしていくというものですけど、要するに12条の3項にも目的外利用することによって、本人の権利利益を不当に侵害する恐れがないようにというような規定があると思うのですが、12条4項には、目的外利用を提供したときは、内容を報告というのが、4号、5号に係っているので、要するに法令等に定めがあるときには、報告の義務もなくなるというので、運用の仕方が手続的に、こういう審議会とかの担保というか、クッションを得ずに全く庁内で自由に行われてしまうことに対するシンクタンクとか、それと例えば今日のその運用になった場合、今日の諮問1についてとかは、多分諮問は今後なくなるという形になるのですよね。

○加藤課長 住民基本台帳の利用に関する部分については、省略になりますので、例えば他の情報の場合には、例えば今回の1番目の子育て支援課のところでは、諮問資料7ページの、こちらは住基を基本とする目的外利用・提供ですので省略になりますが、8ページ、9ページについては残ることになります。部分的になくなることになります。

○委員 住民基本台帳法をそもそもどういうものかということの、基本的理解をしていく必要があって、それに基づいてこれが出されているというように、私は理解したのですが、これでいいのですか。つまり住民基本台帳法そのものは、昭和44年に登録法が廃止されて、住民基本台帳法が制定された。これは、登録法が、住民登録があり、あるいは国民健康保険の届出があり、選管の登録がありということを非常に効率が悪く、それぞれの齟齬が出るということで住民基本台帳ができた。最後の1条の事務の効率化というよりは、私は住民の居住関係の公証。それと選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎。つまりこれは唯一都道府県も持っていませんし、国も持っていませんが、基礎的自治体を持っている市民の財産です。それをやはり利用していくことが効率化に図りますよというのが第1条の目的で、それぞれの行政委員会が、行政委員会の通報という条文があるのです。つまり遺漏があったり、間違いがあった場合については、要するに市民部局にこれは間違いですよと通報をする。それを通報するということは、共有化が大前提だと、私は理解します。それに基づいて、今回それぞれの目的外利用ということが、私は引かかるのですが、目的外利用だと考えております。そういったことからすると、当然、作業所の番号法の問題がありますけど、あれは番号法で的確に、極めて厳密にやらなくてはいけないということですから、当然それがその他の情報に行くこと自体がおかしい。その他のことについては、住民基本台帳法に記録された方が転出された場合に、他市に転出証明書として、国民年金だとか、国民健康保険ですとか、その他記載項目が行くことになる。そういう仕組みだということが、1点理解しなければいけない。そういった中において、どう個人情報を守っていくのかということが、我々に課せられた委員の責務。当然、報告は、こういうことの手務がされるわけですが、そういう認識で、今までの部分で言うと、様々な目的外利用と話が出ましたが、そこは置いておいて、そういう形で、

今回きちんと法令に定めがあるということで、私は一步前進したのかなと。つまりそういう整理の仕方ができたのかなと受け止めておりますし、そもそも要するに住民基本台帳法が作られた経緯、あるいは基礎的自治体の財産という形で捉えたとき、それを利用していくことが基本的に住民の基礎になり、そしてそれを利用することが効率化ということになりますので、私は、これは特に問題になるし、かえって一步前進したのかなと受け止めておりますが、以上です。

○委員 おっしゃっている趣旨はすごくとてもよく理解できるのですが、なのでそういうアンケートとかを住民に、例えばこういう事業始めるから、意見照会みたいな形でアンケートするのに、わざわざ目的外利用で諮問を凶ってというのは、確かに手間だし、面倒だし、こちらとしても負担だしというのがるので、そういう意味ではすごく理解はできるのですが、ただ条例で原則目的外利用はしてはならないというのは、原則的にあるのに、結局その庁内であれば法令にあたるという解釈をするとすると、原則が骨抜きにならないのかなというのが心配になったので、結局運用の変更という部分ですごく大きな変更だと思うのです。だから運用の変更の必要性の理由の部分で、どれだけの理由のものが、どういう理由から来たのかなというのが気になったので、伺った次第です。

○委員 私見ですけど、アンケートについては住民基本台帳を使うということ自体は、きちんと個人情報保護審議会に掛けるべきです。だと、私は思います。かけて、こういうアンケートがあるので、住民基本台帳を使いますというのは、全然そもそもの事務の成り立ちから違いますので、以前議会でアンケート調査されましたよね、市民意識調査。だいぶ以前にですけど。

○委員 でも、そういうものがあるから、今後はここの審議会で凶られないわけですよ。

○委員 事務の目的が違うと思いますけど。

○加藤課長 今、委員からのご心配の部分につきましては、例えば住民情報を市役所の中で使う事務が新たに発生したとしても、諮問自体はなくなるものと考えております。これは、住基情報を取扱う事務の全てを市の中で全て行うということは、今後も事務のことから考えられず、おそらく、だいたい住基情報の利用と委託がセットになってきます。委託がなくなることは、おそらく今後もなく、住基の諮問だけがこの審議会に挙がってくることはないです。いくつか複合した諮問の要素があって、この審議会に出てきます。そういった意味では、事務そのものを行うに当たって、委託は残りますので、諮問案件のそのものがなくなることはないものと考えております。以上です。

○委員 ありがとうございます。そうですね。事実上そうかもしれないですね。今、伺っていてそう思いました。

○会長 住民基本台帳法の中で、例えば守秘義務ですとか、住民に関する記録の保護とかという条項があるのですが、これは職員、従事者の方に対する規制というのですか、個人に対する規制について書いてある。それから、国や地方公共団体については、これはほかの自治体から請求が来た場合には、これはきちんと理由は明らかにしなければいけないという規定もあります。そんな中、自分のところの自治体の住民の、先ほど言った限られた情報も範囲というのですか、さっき言った氏名、住所、生年月日、本籍まではいるのか、どこまで入れるのかというのは、これはまだこれからきちんとどこかに明記していただくということですが、これを明記していただいてこの範囲の中で、この運用をしていくということで、これ以上、本当に実際やっている運用というのは、どんどん広がっていくという言い方もなんですけど、そういったことが懸念されるので、そういったことがないように、目的もある程度限ったものにして、事務の向上を凶る意味の中で、解釈というのですか、今回そうい

ったことになるのかな。事務を明確にするために、こういった考え方で実施していきたいという提案ということなので、いろいろなところで保護はされています。ただ、本当に運用をしていくにあたって、逸脱がないようにしていただきたいというのが、これ私の意見です。そのために何が必要かという、やはりきちんと決め事はどこかで明記していただければと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

○加藤課長 1点、また誤字の訂正がございまして申し訳ございません。補足資料の12ページでございます。(1)現在の対応という中の中段辺りです。条例を厳格に、こちら遵守すべきということで、しんじょうが付く漢字が正しいです。申し訳ございません、訂正させていただきます。よろしく願います。

○会長 ほかに何か。はい、委員。

○委員 この諮問の省略に値するのは、例えば、今日係った4つの案件があります。その案件でこの省略に値するのはありますか。1番目は省略に値する。

○加藤課長 1番目の諮問案件につきましては、7ページの資料が省略になりますが、8ページ、9ページ、10ページ、11ページ、それ以後の諮問は残りますので、諮問案件そのものなくなることはございません。

○会長 市民課の情報だけになりますよということですか。

○加藤課長 そうです。2番目の保育の関連で申し上げますと、こちらは住基情報に関連しませんので、こちらの諮問案件もそのまま残ります。それから3件目のGIGAスクールの関係でございますけれども、こちら住基情報の利用ということについては諮問になってございませんので、このまま残ります。それから4件目のよりそい支援の関係でございますけれども、こちら諮問の省略はないという状況でございます。資料の省略もございません。以上でございます。

○委員 私が、今、なぜ1番目がなくなったかと思ったのは、今回この1番目は他部署によつての連携はありますけど、外の外部委託等がない事業ではないかと理解をしまして、そうすると市役所の中だけでの情報なので、なくなるのかなと理解をしたのですが、そういうものでもないということなのか。

○加藤課長 申し訳ございません。説明が不足しておりまして、1番目の諮問案件につきましては、住基情報のほか、乳幼児医療費の情報ですとか、あるいはひとり親の医療費の情報ですとか、児童手当の情報、その他住基法以外の情報を諮問案件としております。ですので、この中の住基情報だけが取り除かれることとなりますが、諮問としては残るという結果になります。以上であります。

○阿部部長 説明の際にありましたが、例えば子育て世帯の臨時特別給付金事業でしたか。それに対して国の通知とかがあったかと思うのですが、紹介していただけますか。

○加藤課長 今年度の5月頃に行いました、子育て世帯への臨時特別給付金の事務が以前あったかと思っておりますけれども、こちらの国からの通知の中にも、住民基本台帳の情報は、法令に基づき市町村が実施する事務のため活用することが認められているので、この特別給付の事務の中で、住基情報を使っているよという記載が国からの通知にもあった状況ではございます。ただ、その時には、諮問としてはこの審議会では取扱いをさせていただきました。以上です。

○会長 逆に国など勝手にそんなことができるのかね。いいよ、使っているよなど。

○加藤課長 国からの情報はあくまで参考かなと思います。最終的には各自治体での微妙な判断という

のはなされているものと考えております。

○委員 データがないとなかなかわからない、いい例題。今、言ったのは多分児童手当を1万円上乘せするというやつであっていますか。子育て世帯の5月の給付は、児童手当の1万円上乘せのことだったと思うのですが、今は、全世帯に子育て世帯に児童手当がありますけど、今、収入制限が掛かる方向に動いていると思うのですが、そうすると今度収入情報が入って来たときには、やはり住基情報は諮問しないけど、そちらのことは諮問する形になる。

○加藤課長 住基情報以外の情報を使う場合には、やはり目的外利用・提供というのは残りますので、ここは諮問させていただくことになります。

○委員 わかりました。ありがとうございました。

○会長 ほかにございますか。よろしいでしょうか。それでは、色々ご意見いただきましたが、この辺で審議会の意見をまとめさせていただきたいと思います。諮問5「住民基本台帳情報の目的外利用・提供について」は、提案のとおり承認したいと思います、いかがでしょうか。

○委員一同 異議なし。

○会長 ありがとうございます。それでは、本件につきましては提案のとおり承認とさせていただきます。どうもご苦労様でした。以上を持ちまして、諮問案件の審議は終了いたしました。

5 審議会への報告

○会長 引き続きまして、報告案件に移りたいと思います。報告案件の「1個人情報取扱事務の開始・変更・廃止について」、「2保有個人情報の目的外利用・提供状況について」を一括して事務局から説明をしていただきます。よろしく願いいたします。

○加藤課長 それでは、報告案件につきまして、事務局からご説明をさせていただきます。諮問資料の49ページをお開きください。本日の報告事項は2点でございます。始めに報告1の個人情報取扱事務の開始・変更・廃止についてであります。51ページをお開きください。今回4つの課等におきまして、個人情報取扱事務の開始が1件、変更が7件、廃止が2件の計10件の届出がありました。

それでは、53ページをお開きください。53ページから64ページまでの保険年金課の届出につきましては、変更内容が同一の趣旨によるものとなりますことから、一括してご説明をさせていただきます。53ページの「資格管理」、55ページの「国民健康保険被保険者高額医療費支給事務」、57ページの「国民健康保険画像レセプト情報管理システム」、59ページの「特定健康診査事務」、61ページの「特定保健指導事務」、63ページの「特定健診等データ管理システム」につきまして、ご説明をさせていただきます。

内容につきましては、これは国の主導施策により、令和3年3月よりオンラインによる健康保険の資格の確認が可能となるものであります。これは、健康保険の資格履歴を一元的に管理し、医療機関などの窓口で提示された健康保険証やマイナンバーカードを基に、被保険者が加入している医療保険などをすぐに確認できるという仕組みを構築するものであります。これらの変更によりまして、今後は通院や健診の記録、あるいは薬剤情報が確認できるようになることや、例えば、入院する際に負担する限度額の認定など、これまで市役所窓口に来庁する必要のあった行政手続が、オンラインで確認が取れるようになり、これらのメリットがあるものであります。

このオンライン化により、大きく分けて2つの変更が今後行われます。1つ目は、これまで世帯単位

で付番されておりました保険証の被保険者番号につきまして、個人を識別する必要が生じたため、個人ごとに被保険者番号の枝番が付与されることとなります。2つ目は、マイナンバーカードの保険証機能関連のものです。今後カードリーダーなどが医療機関に設置された場合には、オンラインで資格確認ができるようになるもので、現在の予定では、令和3年3月から順次、概ね令和5年3月末までに、全ての医療機関や薬局にて導入される予定となっております。なお、今回の改正による再委託につきましては、既存の事務の当市の委託先である東京都国民健康保険団体連合会からの申し出により、各都道府県の連合会の上位団体である国民健康保険中央会へ再委託する旨の申請を受けており、市がその安全性、信憑性を確認の上、再委託を承諾する手続きをしたところであります。

続きまして65ページをお開きください。保険年金課及び高齢介護課による「高齢者の保健事業と介護予防の一体的事業の実施」についてであります。これまで、国民健康保険等の公的医療保険制度に加入している被保険者は、75歳に到達しますと後期高齢者医療制度の被保険者に移行し、保健事業の実施主体が東京都後期高齢者医療広域連合へ移行することから、保健事業が継続されない状況にございました。また、介護予防の取組そのものは、市が主体となって実施する一方で、高齢者の保健事業の実施主体が東京都後期高齢者医療広域連合であることから、健康状況や生活機能の把握に一体的に対応できていないという状況がございました。これらの課題に対応するために、後期高齢者医療制度、それから国民健康保険の保健事業及び介護保健の介護予防事務事業を一体的に実施するため、新たに事務の届出を提出するものであります。具体的な事業内容の詳細につきましては、今後、詰めていくこととなりますが、現時点で想定される範囲では、例えば、市の保健師により、重症化予防の取組を始め、健康状態が不明な高齢者の状態把握など、個別的な支援を実施することや、関係団体との連携により、介護予防としての通い場の提供、例えば東大和市元気ゆうゆう体操の開催場所への参加を促すことなどが想定されております。

続きまして、69ページをお開きください。子育て支援課の「未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金」についてであります。事業が終了したことに伴い、廃止の届出を提出させていただくものであります。なお、この事業につきましては、廃止年月日が過去に遡るものでございます。これまでも何度か、お詫び申し上げているところございますが、事務局といたしまして、各課に対しまして厳しく指導してまいりたいと考えております。

説明を続けさせていただきます。70ページをお開きください。高齢介護課の「国保データベースシステムの活用事業」についてであります。先ほどの63ページから64ページでご説明させていただきました、保険年金課によるオンライン資格確認の開始に伴い、転入・転出者の情報を他の自治体と情報連携を図る必要があることから、届出を変更するものであります。

続きまして、72ページをお開きください。中央図書館の「指定管理者導入事務」についてであります。現在、桜が丘と清原にある地区図書館への指定管理者制度導入に係るパブリックコメントが終了したことに伴い、事務を廃止するものであります。報告の1につきましては、以上でございます。

報告2

○加藤課長 続きまして、報告2「保有個人情報の目的外利用・提供状況について」であります。年1回個人情報保護条例第12条第2項の各号の規定により行っております保有個人情報の目的外利用・提供の状況を報告するものであります。本日、諮問・報告を行っております事務のほか、延べ427件について、この一覧表にありますとおり、目的外利用・提供を行っているところであります。1件ごとの

詳細な説明は、省略させていただきたいと思います。報告は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○**会長** ありがとうございます。報告が終わりました。質問等がありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。質問がございませんので、終了したいと思います。以上で、本日の議題は全て終了いたしました。なお、承認となりました諮問につきましては、審議会の意見として「取り扱う個人情報は、情報漏れがないように十分注意し、適切に管理すること」を付帯意見とさせていただきまして、本日の会議録の承認及び市長への答申につきましては、会長に一任させていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○**委員一同** 異議なし。

○**会長** ありがとうございます。

6 閉会

○**会長** ほかに何かございますか。特にないようでしたら、これをもちまして本日の「個人情報保護審議会」を閉会したいと思います。長時間にわたり、ご協力ありがとうございました。

○**委員一同** ありがとうございます。

○**会長** 事務局から連絡事項があればお願いします。

○**加藤課長** 本日は長時間にわたるご審議、どうもありがとうございました。今回をもちまして、今年度の第9回までの審議会を全て終了することになります。例年ですと4回の審議会が、今年度になっては9回と倍以上の会を迎えることができましたのも、委員の皆様のご協力があったからこそだと思っています。今後は、次回年度明けを予定しておりますが、コロナ禍にあって新型コロナウイルスが及ぼす様々な課題に対し、市は迅速な対応をしていかなければなりません。そういう意味では、事務の基礎となる保護審議会の開催は急遽開催となる場合もございますけれども、引き続き委員の皆様のご協力をどうぞよろしくお願いいたします。なお、次回の開催につきましては、本日いただきました情報を基に、5月12日水曜日午前10時からを予定したいと考えております。場所はここと同じ第6会議室を予定しております。次回のご審議もどうぞよろしくお願いいたします。どうもありがとうございました。

○**委員一同** ありがとうございます。